

# 認定事由一覧表

認定事由	基準	適用期間	必要書類（※1）
就労 育児休業（※2）	保護者が毎月48時間以上の金銭を伴う就労（手伝いは除く）をしていること。	事由に変更があるまで	○就労証明書（※3）
就学	保護者が学校に在学していること。	事由に変更があるまで	○在学証明書、合格証明書、学生証 など
疾病	保護者が病気、負傷、心身の障害などを有していること。	事由に変更があるまで	○診断書、手帳 など
介護	親族を常時介護していること。	事由に変更があるまで	○診断書、手帳 など
災害	災害の復旧にあたっていること。	事由に変更があるまで	○り災証明書 など
求職	求職活動を継続的に行っていること。	3か月（※4）	○就労誓約書
出産	母親が妊娠中または出産後間もないこと。	5か月（出産予定月とその前後2か月）	○母子健康手帳の表紙 ○母子健康手帳の出産予定日がわかるページ
その他	上記に類するものとして、町長が認める場合。	町長が認める期間	○町長が必要と定める書類

※1：申請の際は、写真などの電子データで提出してください。

※2：育児休業の取得前から利用中であった子どもについて、児童福祉の総合的観点から町長が必要と認めた場合に適用することができます。

※3：内職、法人化していない自営業のかたは、別途「確定申告書の写し」「開業届」などを提出してください。

※4：適用期間中に必ず就労し、「就労証明書」の提出してください。提出がない場合は、退園となります。